

保存版

警報が発令された場合の措置について

大阪府全域、東部大阪地域または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合

気 象 情 報	措 置
1. 午前7時現在 上記の警報がどちらか発令されている場合。	・登校を見合わせてください。 ・自宅待機です。
2. 午前7時から午前9時までに 上記の警報が両方とも解除された場合。	・午前10時から授業があります。 ・9時15分に集団登校の場所に集まってください。
3. 午前9時現在 上記の警報がどちらか発令中の場合。	・臨時休校です。
4. 児童が学校にいる間に上記の警報が、どちらか発令された場合。	・児童は学校に待機ですので速やかに迎えに来てください。

◎学校への問い合わせは、混乱をきたしますので、ラジオ・テレビ等の気象情報に基づいて、ご判断いただきますようお願いいたします。

◎上記の措置は、年間を通じてのものです。

◎上記4の場合は、ツイタもん及びホームページにより、連絡いたします。

その他 地震等の災害発生時などの場合は、「**地震発生時の対応について**」(カラー版配布済)をご覧ください。